

(参照条文)

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船舶保安管理者）

第八条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を当該国際航海日本船舶に

おいて管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員であつて、国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習を修了したもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安管理者を選任しなければならない。

2 国土交通大臣は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）に前項の講習の実施に関する業務の全部又は一部を行わせることができる。

3 国際航海日本船舶の所有者は、第一項に規定する船舶保安管理者（以下「船舶保安管理者」という。）を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 前条第三項から第五項までの規定は、船舶保安管理者について準用する。

5 国際航海日本船舶の乗組員その他船内にある者は、船舶保安管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定を遵守し、又は第十一条に規定する船舶保安規程に定められた事項の適確な実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）（抄）

（船舶保安管理者）

第九条 法第八条第一項の規定による船舶保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、国際航海日本船舶ごとに一人を選任することにより行う。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なつた日から二年を経過しない者

二 法第八条第四項の規定において準用する法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

2 法第八条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した船舶保安管理者選任（解任）届出書を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

一 前条第三項第一号及び第二号に掲げる事項

二 選任し、又は解任した船舶保安管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 選任の届出の場合にあつては、次に掲げる事項

イ 船舶保安管理者が法第八条第一項の講習（以下「船舶保安管理者講習」という。）を修了した者である旨の説明

ロ 船舶保安管理者が前項の規定に適合する者である旨の説明

五 解任の届出の場合にあつては、解任の理由

3 前項の届出書を提出した者は、前項第一号及び第二号に係る事項に変更を生じた場合においては、遅滞なくその旨を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては当該届出書を提出した所有者所在地官庁に、届け出なければならない。

4 法第八条第四項において準用する法第七条第五項の業務の範囲は、次に掲げるものとする。

一 船舶警報通報装置の保守点検又は較正の実施に関すること。

二 船舶指標対応措置の実施に関すること。

三 乗組員に対する操練その他教育訓練の実施に関すること。

四 行われた危害行為に関する情報の船舶保安統括者への報告に関すること。

五 船舶指標対応措置の実施に関し、船舶保安統括者その他の関係者との連絡及び調整に関すること。

（機構による船舶保安管理者講習の実施）

第十条 国土交通大臣は、法第八条第二項の規定により、機構に船舶保安管理者講習の実施に関する業務の全部を行わせるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとした船舶保安管理者講習の実施に関する業務については、これを行わないものとする。

(船舶保安管理者講習の内容)

第十一条 法第八条第二項の規定により機構が実施する船舶保安管理者講習は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 法及び法に基づく命令並びに条約附属書第十一章の二及び国際規則に規定する事項
- 二 船舶警報通報装置に関する事項
- 三 船舶指標対応措置の実施に関する事項
- 四 操練その他教育訓練の実施に関する事項
- 五 船舶保安記録簿の記載に関する事項
- 六 船舶保安規程に定められた事項の実施に関する事項
- 七 危害行為に用いられるおそれのある武器及び爆発物その他の危険物に関する事項
- 八 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項
- 九 船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、船舶保安管理者の業務の遂行について国土交通大臣が必要と認める知識及び能力に関する事項

(船舶保安管理者講習修了証の交付)

第十二条 機構は、船舶保安管理者講習を修了した者に対し、船舶保安管理者講習修了証を交付する。

(船舶保安管理者講習修了証の再交付)

第十三条 独立行政法人海技大学校又は機構が行う船舶保安管理者講習を修了した者は、船舶保安管理者講習修了証を滅失し、又はき損した場合は、機構に申請して、その再交付を受けることができる。